

管理職

- ・「学校いじめ防止基本方針」の提示
- ・いじめを許さない職場環境の醸成
- ・保護者・地域との連携
- ・県教育委員会への報告
- ・マスコミ対応

いじめ対策委員会

(1) 構成員

校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター
保健主事、担任、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 主な活動

- ・「学校いじめ防止基本方針」の見直し・改善
- ・年間指導計画の作成・実施・改善
- ・教職員対象研修会の企画・実施（生徒指導部、同和教育推進委員会との連携）
- ・「いじめ実態把握アンケート」の実施と結果分析（生徒指導部、同和教育推進委員会との連携）
- ・関係各機関との連携（新潟地方法務局、十日町警察署、南魚沼児童相談所、県立教育センター）
- ・いじめが疑われる案件についての判断

未然防止

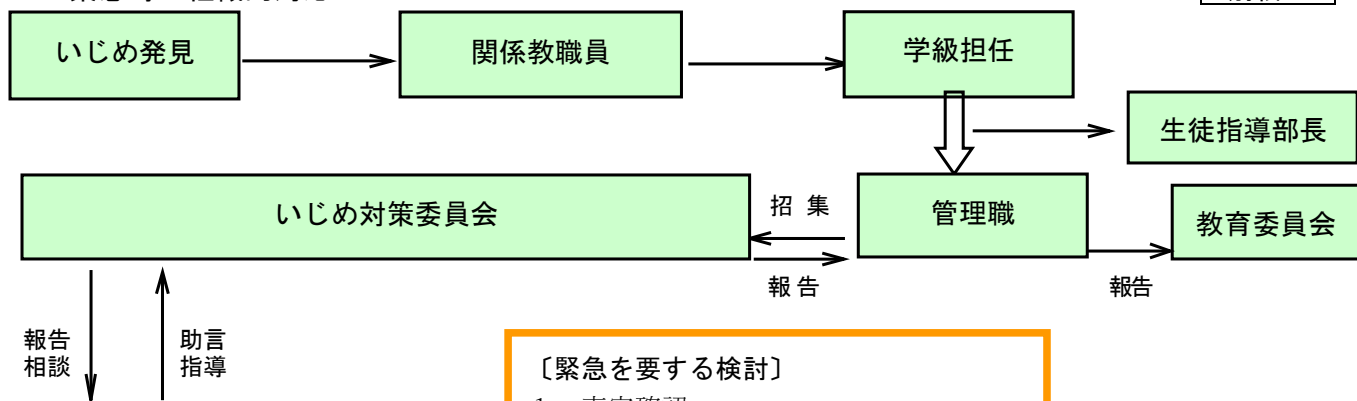
- 意識の啓発
 - ・命を大切にしている講話（全校集会、各学級）
 - ・いじめをさせない意識啓発講話（全校集会、各学級）
- 学習指導の一層の充実
 - ・学級担任を中心とした学習環境の整備（教室における整理・整頓の励行）
 - ・授業における規律の徹底
 - ・生徒の主体的な学習活動を重視した授業改善
- 特別活動・部活動の一層の充実
 - ・互いを尊重し合える人間関係づくり
 - ・それぞれの居場所のある集団づくり
 - ・個々の生徒に対する評価の充実・改善
- 教育相談の充実
 - ・個別面談（年4回以上）における観察・情報収集
 - ・サポート事業における臨床心理士の積極的活用
 - ・教員対象のカウンセリング研修の実施（いじめ対策委員会主催）
- 人権教育の充実
 - ・同和教育推進委員会を中心としたホームルーム指導計画の作成・実施、及び人権教育講演会の実施
- 情報モラル教育の充実
 - ・学年集会等における情報モラル指導の実施
 - ・ネット上のいじめ等に係る教員研修の実施（生徒指導部主催）
- 保護者・地域との連携
 - ・学年PTA、松高後援会理事会等を通じた「学校いじめ防止基本方針」等の周知と協力要請

早期発見

- 情報の収集
 - ・ホームルーム、授業、部活動等における日々の生徒観察の充実
 - ・養護教諭からの情報提供
 - ・定期的な個別面談における情報収集
 - ・いじめ実態把握アンケートの実施（年2回）
 - ・生徒支援シートの活用（エピソードの入力・蓄積）
- 情報の共有
 - ・全職員で情報を共有する流れは以下のとおり。
 - 観察・面談の結果
 - ア 教科担当、部活動顧問は、生徒観察・面談等の結果、気になる生徒がいた場合、当該の学級担任へ報告・相談する。
 - イ 学級担任は、副任及び養護教諭へ情報提供することで、関連情報を収集・整理する。
 - ウ 学級担任は、「イ」と並行して、管理職へ状況について報告する。
 - エ 学年の生徒指導担当は、「イ」を受けて生徒指導主事へ報告する。
 - オ 管理職の判断により、「いじめ対策委員会」を開催する。
 - カ 「いじめ対策委員会」の検討を経て、必要に応じて職員会議で情報提供する。
 - 「いじめ実態把握アンケート」集計の結果
 - ア 各学級担任を通じて報告されたアンケート結果について、同和教育推進委員会で問題点の有無を確認する。
 - イ 「ア」の結果について、同和教育推進委員会は、「いじめ対策委員会」へ報告する。
- 困ったときの多様な相談方法を把握し生徒に周知する。

| | いじめ対策委員会等 | 未然防止に向けた取組 | 早期発見に向けた取組 | 未然防止、早期発見に向けて |
|-----|---|-------------------------------------|--|--|
| 4月 | 松高後援会評議員会 いじめ対策委員会 ・指導方針の確認 ・前期計画作成 | サポート事業① 全校レクリエーション 携帯スマホ安全教室 | 生活実態調査① スクールカウンセラーによる全員面談 ～4月末から 年70日來校～ | <ol style="list-style-type: none"> すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。 いじめ対策委員会は、基本方針、指導計画の策定を行い、全教職員に提示する。 各学年は、適宜、生徒の状況について情報交換を行う。 上記「3」の結果、注意を要する生徒については、生徒指導主事とおして、月1回の校務委員会に報告する。 学級担任、部活動顧問は、一人で問題を抱え込んではいならない。 |
| 5月 | 保護者向け啓発 ・学年PTA① | 美人林清掃 | 保護者面談 三者面談 個人面談 家庭訪問 ～必要に応じて 通年実施～ | |
| 6月 | | 体育祭 生徒指導研修(教員) | | 組織的取組のポイント <ol style="list-style-type: none"> 記録の徹底 生徒からの聴取内容、保護者とのやり取り等については、必ず時系列で記録する。 ハウ・レン・ソウの徹底 「報告・連絡・相談」を的確に行い、重要な情報は確実に共有する。 危機管理の心構え 以下の「さしすせそ」に留意して学校全体で取り組む。 さ 最悪を想定する し 慎重に対処する す 素早く対処する せ 誠意をもって対処する そ 組織全体で対処する |
| 7月 | 保護者向け啓発 ・学年PTA② | 企業大学見学 生徒指導研修(教員) 体験型講座(高大連携) | いじめ実態把握アンケート① | |
| 8月 | いじめ対策委員会 ・情報共有 ・後期計画作成 | サポート事業② | 個別面談による個人状況の把握(通年) | |
| 9月 | | 2学年修学旅行 松高祭 | | |
| 10月 | | サポート事業③ 企業見学 | | 具体的取組について <ol style="list-style-type: none"> 生徒対象の取組 「総合的な探究(学習)の時間」に係る諸活動、その他学校行事等を通じて、人間関係づくり、集団生活におけるマナー等の指導を行う。 保護者対象の取組 学年PTA、保護者面談等の機会を利用して、学校のいじめ防止等に係る取組について情報提供するとともに、家庭における一層の協力を要請する。 教員対象の取組 いじめ防止に係る資質・能力の向上を目指して実施する。 (1) 校内研修 ① 生徒指導研修 生徒理解等を中心とした事例研修を実施する。 ② 情報モラル研修 ネットいじめの現状と対応策について研修する。 (2) 授業研究 生徒の主体的な取組を重視した授業を目指し、全校体制で授業改善に取り組む。 |
| 11月 | | 生徒指導研修(教員) 人権教育講演会 | | |
| 12月 | | サポート事業④ | いじめ実態把握アンケート② 保護者面談 三者面談 | |
| 1月 | | 1・2学年スキー教室 | 学校評価・授業評価 アンケート (生徒・保護者・職員・地域) | |
| 2月 | いじめ対策委員会 ・年度のまとめ ・次年度に向けた計画修 | サポート事業⑤ | | |
| 3月 | | 人権教育講演会 | | |
| | 松高後援会理事会 | | | |

Ⅲ 緊急時の組織的対応



- 関係機関**
- 新潟地方方法務局本局人権擁護課 025-222-1563
 - 十日町警察署 025-752-0110
 - 新潟少年サポートセンター 025-285-4970
 - 南魚沼児童相談所 025-770-2400
 - 県立教育センター教育相談 025-263-9029
 - 新潟県警本部サイバー犯罪対策室 025-285-0110

- 〔緊急を要する検討〕**
- 事実確認
 - ・加害者、被害者
 - ・時間、場所
 - ・内容
 - ・背景、要因
 - ・期間
 - 指導方針・指導体制の決定
 - 当該生徒への指導・支援計画
 - 保護者との連携

- 〔継続的指導・経過観察の在り方についての検討〕**
- 〔再発防止案作成〕**
- 〔未然防止の検討〕**

被害生徒への対応

- まず受容する。辛い気持ちを受け容れ、共感を示すことで、被害を受けた生徒の心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」、「秘密を守ること」を伝えるとともに、具体的支援内容を示すことで、仕返し等の不安感を払拭する。
- 自信を持たせる言葉かけ、解決に向けた見通しを与えることで、自尊感情の回復を図る。
- 「いじめ」の克服を目指して、自己理解を促すとともに、自立を支援することを約束する。

被害生徒の保護者への対応

- 速やかに正確な事実を通知するとともに、今後の対応についての要望を聞くなど、誠意ある対応を心掛ける。
- いじめを防止する方法について協議する。
- 学校の方針を丁寧に説明し、理解を求めるとともに、継続して家庭との連携を図る。

加害生徒への対応

- 生徒の言い分を傾聴し、事実関係、いじめに及んだ気持ち、その背景にも目を向ける。
- 毅然とした態度を示し、事の重大さに気付かせるとともに、被害者の気持ちを想像させるよう指導する。
- 警察への相談、通報すべき事案の場合は、速やかに関係機関と連携する。
- 継続的な指導を心掛ける。場合によっては、孤立感、疎外感を持たせないような配慮も必要。

加害生徒の保護者への対応

- 速やかに正確な事実を通知し、家庭での話し合いを促す。
- いじめを防止する方法、被害者への謝罪等について協議する。
- 立ち直りの見通しを伝えるとともに、今後の協力を要請する。

クラス等への対応

- 当事者だけの問題にとどめず、学級、学校全体の問題として捉え、ホームルーム、全校集会等を契機として指導する。
- ホームルームで、被害者の心の苦しさを理解させ、傍観することの問題に焦点を当てて指導する。

保護者からの相談の対応

- 子どもがいじめられているとの訴えがあった場合、その内容を丁寧に聴き取り、事実確認する。
- 事実が確認できない場合は、学校の対応方法を説明して理解を求め、今後も引き続き当該の生徒を見守っていくことを伝える。